

# ロシアにおける商標権に基づく権利行使の留意点



Pavel Gorokhov  
(弁護士)

Baker & McKenzie – CIS, Limited

Baker & McKenzie は世界 47 カ国にオフィスを有する世界最大級の国際総合法律事務所である。その中で、1989 年にモスクワで設立された Baker & McKenzie – CIS, Limited は、現在 125 名の弁護士および 100 名以上のスタッフを擁し、ロシアおよびその他 CIS 諸国における業務を行っている。Gorokhov 氏はパートナーであり、商標専門の弁護士として 20 年のキャリアを有している。

ロシアでは、商標を含む知的財産権の保護および権利行使については、その大部分が民法典第 IV 部に定められている。すべての種類の知的財産権に適用される総則は、第 69 章に規定されており、商標に関しては、第 76 章に取り上げられている。他の知的財産権と同様、商標権侵害は民事責任、行政責任または刑事責任を引き起こす。民事責任に関する規定は、民法典の上記に挙げた各章に規定されている。刑事責任および行政責任は、それぞれ刑法典第 180 条および行政違反法典第 14.10 条に定められている。

## 1. 関連法の概要

### 民法典（第 IV 部）

#### 第 69 章 総則

#### 第 1229 条 排他的権利

#### 第 1252 条 排他的権利の権利行使

#### 第 76 章 法人、商品、業務、サービスおよび事業の識別手段に関する権利

#### 第 2 節 商標およびサービスマークに関する権利

### 刑法典

#### 第 180 条 商品、業務およびサービスの識別手段の不正使用

### 行政違反法典

## 第 14.10 条 商品、業務およびサービスの識別手段の不正使用

### 2. 民法典（第 IV 部、第 76 章）の第 1477 条－第 1479 条

商標およびサービスマークの法的保護は、法人もしくは個人事業主がロシア連邦知的財産・特許・商標庁(ROSPATENT)への出願登録に基づいて、またはロシア連邦が加盟する国際協定に基づいて与えられる。ロシアは「先願主義」を採用している。商標を使用する前または商標出願を行う前に、類似の商品および役務を指定する第三者の登録商標および公開されている商標出願について、事前に調査を行うことが望ましい。また、第三者を相手取った商標権侵害訴訟は、商標の登録後に提起可能となる。

### 3. 民法典（第 IV 部、第 69 章および第 76 章）の第 1229 条および第 1484 条

これらの条項に基づき、登録商標の商標権者は当該商標を処分（譲渡）する権利を含み、当該商標を使用できる排他的権利を有する。第 1484 条は、商標権者が指定商品または指定役務を識別するために商標を使用できる方法について明記しており、商品への使用、サービスへの使用、書類、販売申込み、広告や看板への使用、ドメイン名を含むインターネット上の使用等を挙げている。

第 1229 条では、権利所有者は自己の裁量で、自己の知的財産の使用を他者に対して許可または禁止できると規定されている。ただし、かかる使用が禁止されていないからといって、同意（許可）を意味することにはならない。

第 1484 条に従い、いかなる者も、商標権者の許可がない限り、当該商標権者の商標が登録されている商品または類似商品に関して、誤認混同を生じる可能性のある、当該登録商標と類似の商標を使用できない。

民事の商標権侵害訴訟で原告である商標権者は次のことを証明しなければならない。

(1)自己の登録商標と同一または混同を生じるほど類似の商標を被告が使用したこと。

(2)自己の登録商標により保護されている商品または役務に関して被告が当該商標を使用したこと。

(3) 自己の登録商標と同一または混同を生じるほど類似の商標を被告が実際の通商上で使用したこと。（証拠による裏づけが要求される）。

(4)かかる被告の使用が許可されていなかったこと。

長年広範囲に使用された登録商標および未登録商標は、民法典第 1508 条－第 1509 条に基づき、ロシアにおいて著名商標として認定される可能性がある。著名商標の法的保護は、無期限であり、遡及効を有し、一定の条件下では登録対象の商品および役務に限定されない。したがって、著名商標に認定されると著名な商標をすべての分類に関して登録する必要はなく、不使用取消請求を受けるリスクもなく、他の商品および役務に関して第三者の同一または混同を生じるほど類似する商標の使用を阻止することができるという強い権利を有することができる。

#### 4. 責任および獲得可能な救済

商標権を含む知的財産権の侵害は、民事責任、行政責任または刑事責任を伴う。

##### 4-1. 民法典（第 IV 部、第 69 章および第 76 章）の第 1229 条および第 1515 条

民事訴訟に基づく救済には、下記が含まれる。

(a)宣言：第三者が権利者の排他的権利を認めないことにより、当該権利者の利益を侵害する場合には、当該権利者の権利を認定すること。

(b)差止命令：権利を侵害するまたは侵害の脅威を引き起こす行為を差し止めること。

(c)損害賠償または実際の損害額が算出できなかった場合の代替として、特許、商標、原産地名称、著作権および関連する権利の所有者に対する下記賠償金の支払い。

- i. 1万から500万ルーブル（約140-70,840 USドル）；または
- ii. 模倣もしくは侵害された知的財産権の費用の二倍額；または
- iii. 同様の状況で支払われるべきロイヤルティの二倍額。

選択肢 i に基づく賠償金額は、その事件を担当する裁判官の裁量に完全に委ねられると共に、知的財産権者が法廷審問において提出可能な損害を証明する証拠によって異なる。選択肢 ii を要求する際、知的財産権者は模倣品の価格と数量を立証しなければならず、かかる立証が極めて困難な場合もある。選択肢 iii では、知的財産権者はロシアにおける当該商標のライセンス契約に基づいて請求する通常のライセンス料に関する情報を提出しなければならない。

(d)製造業者、輸入業者、保有者、運送業者、販売業者、流通業者または不誠実な取得者により利用された材料の押収。

(e)告示：侵害に関する裁判所の判決の告示。

#### 4-2. 刑法典第 180 条および行政違反法典第 14.10 条

ロシアにおける刑事訴訟および行政訴訟は、裁判所でなく警察、税関もしくは連邦反独占庁が自ら起訴するか、商標権者が前記のいずれかの機関に告訴状を提出することで提起される。刑事訴訟を提起するためには、商標権侵害が商標権者または需要者に対して実質的な損害を引き起こしていなければならない。所管当局が事件を捜査し、その結果を裁判所に知らせる。第一審裁判所の判決に不服の場合、控訴裁判所および破毀裁判所に上訴することができる。

ロシアでは、法人に対して刑事犯罪の責任を問うことはできないため、商標、サービスマークおよび原産地名称の侵害について責任を負う事業体の取締役を起訴することになる（刑法典第 180 条）。犯罪の規模および重大性に応じて、刑事事件を審理する裁判所は、罰金、強制労働、矯正労働または拘禁による処罰を裁定することができる。

行政処分（罰金、侵害品の押収）は、個人および法人の双方に適用できる。法人に適用される処分は、個人に適用されるものより厳しい。法典に規定された責任は、違反者のカテゴリー（一般人、公務員または法人）によって異なり、他者の商標、サービスマークまたは原産地名称を不正に表示した財産の押収を伴う罰金が含まれる。法人が知的財産権の侵害を繰り返したまたは著しい侵害を犯した場合、裁判所はその法人の解散を決定することができる。

刑事裁判において民事責任も追及できるが、行政責任の場合損害賠償を獲得するには、商標権者は並行して民事訴訟も提起しなければならない。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)